

**官民連携まちづくりによる  
ウォークアブル空間の形成に関する事例集**

**令和4年3月  
国土交通省 都市局 まちづくり推進課**

# 目次

---

1. はじめに	2
2. 官民連携まちづくりの全体像	4
3. 各事例における活用制度一覧	7
(1) 福島県須賀川市	9
(2) 愛知県岡崎市	11
(3) 愛知県豊田市	13
(4) 福井県福井市	15
(5) 和歌山県和歌山市	18
(6) 兵庫県姫路市	20
(7) 広島県広島市	23
(8) 熊本県熊本市	26

---

# 1 .はじめに

# はじめに

本冊子は、令和2年の都市再生特別措置法の改正等を受け、制度のさらなる周知を図るため、ウォーカブル空間の形成に当たり活用可能な制度の概要や必要な手続き等についてまとめたものです。

具体的には、どのように制度を活用したらよいか容易に把握できるよう、これまでに各種制度を活用した事例における実際の導入経緯や取り組み内容等を掲載しています。

これらの事例を参考として、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの実現に向けた取り組みを進めていただき、都市の魅力向上につなげていただければ幸いです。

## 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのイメージ

### Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

### Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

### Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

### Open

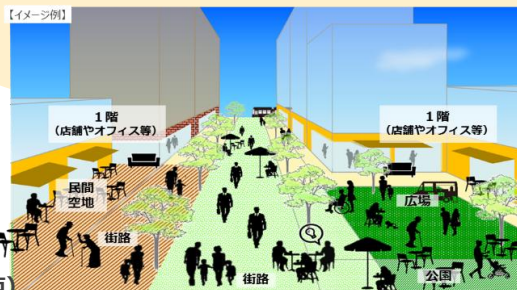
開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化  
民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）



駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）



2つの開発の調整により  
一体整備された神社と森（東京都中央区）



道路を占用した夜間オープンカフェ  
（福岡県北九州市）

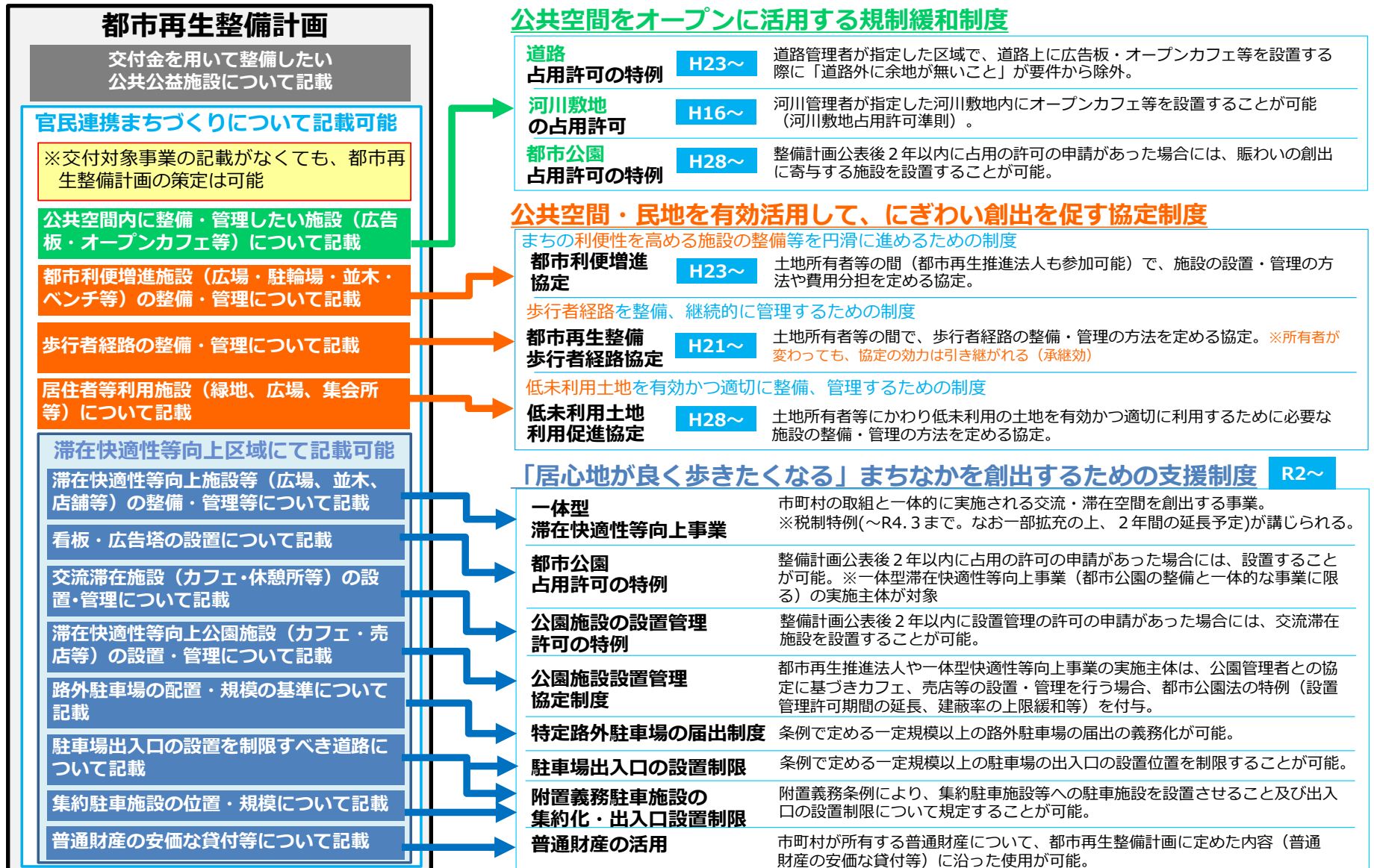


公園を芝生や民間カフェ設置で再生  
（東京都豊島区）

## **2.官民連携まちづくりの全体像 （都市再生特別措置法等に基づく各種制度）**

# 官民連携まちづくりの全体像

都市再生特別措置法等に基づく各種制度は以下のとおりです。



# 各種制度参照先一覧

都市再生特別措置法等に基づく各種制度の詳細やガイドライン等は、国土交通省ウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」等の下記のページよりご確認ください。

官民連携によるまちづくりに関する様々な情報は国土交通省ウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」よりご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)



制度	トップページ	詳細ページ
(1) 道路占用許可の特例	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#doro</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_doro.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_doro.pdf</a>
(2) 河川敷地の占用許可	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kasen">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kasen</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_kasen.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_kasen.pdf</a>
(3) 都市公園の占用許可特例	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#koen">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#koen</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_koen.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_koen.pdf</a>
(4) 都市利便増進協定	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_riben.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_riben.pdf</a>
(5) 都市再生（整備）歩行者経路協定	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#hokosha">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#hokosha</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_hokosha.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_hokosha.pdf</a>
(6) 低未利用土地利用促進協定	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#teimiri">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#teimiri</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_teimiri.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_teimiri.pdf</a>
(7) 一体型滞在快適性等向上事業	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kaitekisei">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kaitekisei</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_kaitekisei.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_kaitekisei.pdf</a>
(8) 都市公園法の特例等	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#koenho">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#koenho</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_koenho.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_koenho.pdf</a>
(9) 特定路外駐車場の届出制度	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#parking">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#parking</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_parking.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_parking.pdf</a>
(10) 駐車場出入口の設置制限		
(11) 附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
(12) 普通財産の活用	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#futsu">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#futsu</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_futsu.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_futsu.pdf</a>
(13) ウォークブル推進税制	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#walkablezeisei">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#walkablezeisei</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_walkablezeisei.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_walkablezeisei.pdf</a>
(14) 公募設置管理制度（Park-PFI）	-	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001197545.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001197545.pdf</a>
(15) 歩行者利便増進道路（ほこみち）	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#hokomichi">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#hokomichi</a>	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_hokomichi.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/s_hokomichi.pdf</a>

## 3.各事例における活用制度一覧



# 各事例における活用制度一覧

※各都市が活用している制度のうち、p9以降の具体的事例として取り上げた制度・協定に○をつけています。

制度一覧	① 福島県 須賀川市	② 愛知県 岡崎市	③ 愛知県 豊田市	④ 福井県 福井市	⑤ 和歌山県 和歌山市	⑥ 兵庫県 姫路市	⑦ 広島県 広島市	⑧ 熊本県 熊本市
(1) 道路占用許可の特例				○		○		
(2) 河川敷地の占用許可		○		○				
(3) 都市公園の占用許可特例						○		
(4) 都市利便増進協定			○	○				
(5) 都市再生（整備）歩行者経路協定								
(6) 低未利用土地利用促進協定								
(7) 一体型滞在快適性等向上事業	○						○	
(8) 都市公園法の特例等								
(9) 特定路外駐車場の届出制度								○
(10) 駐車場出入口の設置制限								
(11) 附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限								○
(12) 普通財産の活用								
(13) ウォークブル推進税制	○							
(14) 公募設置管理制度（Park-PFI）					○		○	
(15) 歩行者利便増進道路（ほこみち）						○		

### 基本情報

#### 都市概要

(2022年2月時点)

団体名	福島県須賀川市
市域面積	279.43km <sup>2</sup>
人口	75,892人
標準財政規模	194億円
財政力指数	0.59

### 取組方針

- 須賀川南部地区（第2期）都市再生整備計画エリアの一部が対象である。須賀川市と株式会社テダソチマ（指定都市再生推進法人）が主体となり、一体型滞在快適性等向上事業及びウォーカブル推進税制の制度を活用している。
- 震災により増加した空き家・空き地を活用し、震災で失われた景観の再生やまちづくり団体や文化団体の活動支援として回遊性を高める景観を創出することを目指している。
- 市街地の核となる文化の継承などを通じた人々の交流を目的とする「地域交流・観光交流センター」を整備することにより、文化団体の活動が活性化し、すかがわ路地deマーケット「Rojima」などイベントを通して人の交流が生まれ、文化と商業の融合が図られる。
- 地域全体の取り組みとして景観に配慮したまちづくりを行い、回遊機能を高めることで文化や景観に導かれた人との交流が生まれ、次世代の人材の育成に繋がる。



すかがわ風流和傘アート

### 具体的な取組内容

須賀川南部地区（第2期）都市再生整備計画エリアにおいて、地域交流・観光交流センター周辺を「滞在快適性等向上区域」に位置付け、一体型滞在快適性等向上事業のエリアのうち、民間空地である「街楽(まちがく)のはじめ庭」をウォーカブル推進税制の対象としている。

民間空地における一体型滞在快適性等向上事業及びウォーカブル推進税制の活用事例（街楽のはじめ庭）

都市再生整備計画区域 (14.8ha)

滞在快適性等向上区域 (8.6ha)

風流のはじめ館

須賀川市役所

関連事業  
沿道におけるマーケットの実施  
(すかがわ路地deマーケット「Rojima」)

ウォーカブル推進税制を活用した街楽(まちがく)のはじめ庭

風流のはじめ館

エリア内で定期的に行われているRojimaの様子 (第56回Rojima)

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例		
②河川敷地の占用許可		
③都市公園の占用許可特例		
④都市利便増進協定		
⑤都市再生（整備）歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業	✓	令和2年12月
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度		
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
⑫普通財産の活用		
⑬ウォーカブル推進税制	✓	令和3年2月
⑭公募設置管理制度（Park-PPF）		
⑮歩行者利便増進道路（ほこみち）		

### 参考情報

都市再生整備計画（第1回変更）須賀川南部地区

# 福島県須賀川市【活用制度：一体型滞在快適性等向上事業・ウォーカブル推進税制】

街楽のはじめ庭における一体型滞在快適性等向上事業及びウォーカブル推進税制を活用した事業

- 地域交流・観光交流施設を拠点とした周辺を滞在快適性等向上区域に設定し、民間事業者が民間空地を整備してオープンスペースとすることで、来訪者が自由に交流・滞在できる場を提供、官民一体となって居心地の良いまちなかを創出する。

## 活用手法

### 取組の経緯

- 株式会社テダソチマとの協議の中で、新規事業の相談があったことが発端となった。
- 私有空間を整備するにあたって、いろいろな方法を模索するうちに、国との連携の中で現在の一体型滞在快適性等向上事業を知り、申請を行った。

### 制度活用の流れ

平成30年1月	都市再生整備計画 (平成30年度から令和2年度)の策定
令和元年7月	国土交通省が推進するまちなかウォーカブル推進プログラムに賛同し、ウォーカブル推進都市に須賀川市が参画
令和元年12月	市は株式会社テダソチマより“まちそだて”の計画を提示されたことを受け、都市再生推進法人に指定
令和2年1月	都市再生整備計画を更新し、まちなかウォーカブル推進事業を追加
令和2年12月	株式会社テダソチマにおいてまちなかウォーカブル推進事業を実施
令和3年1月	都市再生整備計画を更新し、ウォーカブル推進税制施行

Point①  
株式会社テダソチマから提案があった。準備にあたっては、適切な制度を探し、国土交通省とも相談の上で事業を実施した。

Point②  
事業においては、整備費用以外は株式会社テダソチマによる自主的な運営がなされている。

### 取組内容

一体型滞在  
快適性等向上事業  
(一部でウォーカブル  
推進税制適用)

- 市による地域交流センター・観光交流センター（風流のはじめ館）と周辺の整備にあわせ、民間によるオープンスペース（街楽のはじめ庭）の整備を一体的に実施した。
- 令和3年1月の都市再生整備計画更新時より、街楽のはじめ庭を、ウォーカブル推進税制の対象としている。



【街楽のはじめ庭(整備前、整備後、市民に利用される様子)】

### 成果

- 成果として、滞在快適性等向上区域における賑わいに寄与した。
- ウォーカブル推進税制の成果として、運営者である株式会社テダソチマの固定資産税が軽減されている。

### 取組主体・エリア情報

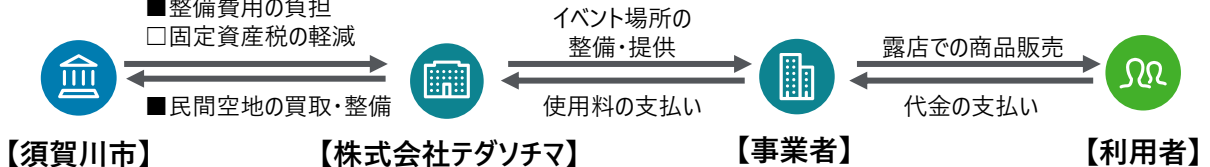
(2022年1月時点)

取組エリア名	街楽のはじめ庭
取組エリア規模	270㎡
取組主体①	株式会社テダソチマ
取組主体②	須賀川市

### 取組スキーム

- 全体体制の主なメンバーは株式会社テダソチマと須賀川市の2者である。
- 街楽のはじめ庭整備においては、株式会社テダソチマが民間空地を買い取り、整備費用は須賀川市、国の補助金、株式会社テダソチマの自主財源により賅われている。
- ウォーカブル推進税制により株式会社テダソチマの固定資産税が軽減された。

〈凡例〉  
■ 一体型滞在快適性等向上事業  
□ ウォーカブル推進税制



### 基本情報

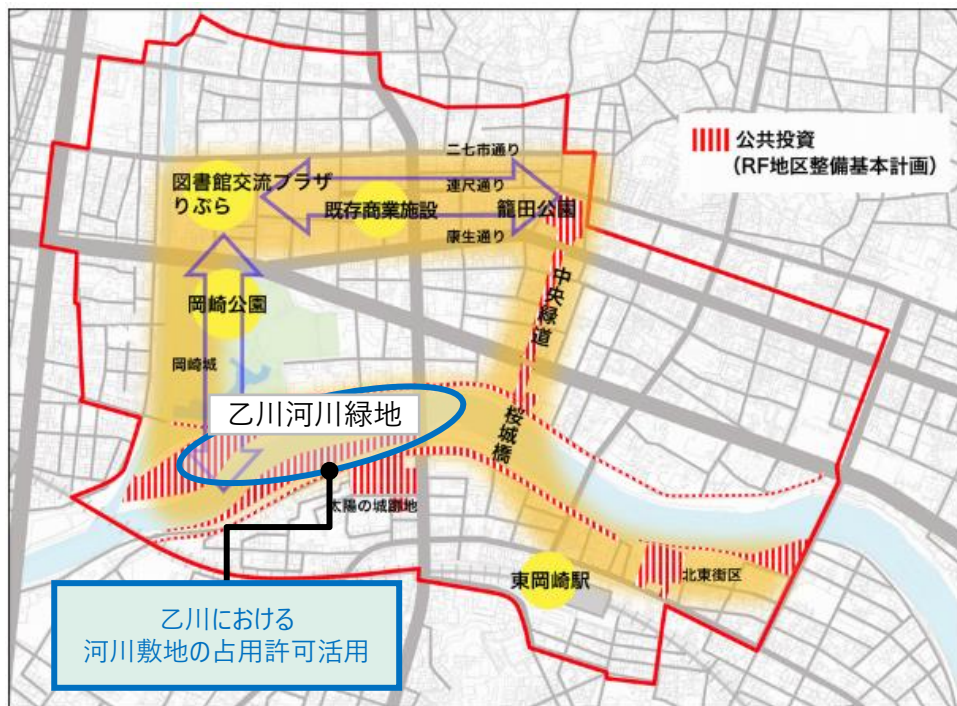
#### ■ 都市概要

(2022年2月時点)

団体名	愛知県岡崎市
市域面積	387.20km <sup>2</sup>
人口	386,252人
標準財政規模	777億円
財政力指数	1.04

### 具体的な取組内容

乙川リバーフロント地区内の乙川において、河川敷地の占用許可を活用して、乙川リバーライフプロジェクトと称し、マルシェやナイトマーケット等の開催、キャンプ、SUP、舟運等の河川空間を活用したプロジェクトを実施している。



#### ■ 取組方針

- 岡崎市では、乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施することにより、名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地等の公共空間の各拠点を結ぶ約3キロのまちの主要回遊動線QRUWAの回遊を実現させ、波及効果として、暮らしの質の向上・エリアの価値向上を図っている。
- ウォーカブル区域内の拠点間の回遊性向上、街路空間や都市公園の活用におけるエリアマネジメントの推進、かわまちづくりにおけるコンテンツの提供等、民間主導の稼働力の活用に向けた環境を整備するとともに、「新たな日常」にも対応した賑わいのある空間の創出を目指している。
- その一環として、乙川リバーフロント地区において河川空間の活用等によるアクティビティや河川空間での過ごし方・暮らし方の提案等に合わせた機能の充実を図り、自然と都市が交わる暮らしの実現を図る。



河川空間の活用



街路空間の活用

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例	✓	令和4年4月(予定)
②河川敷地の占用許可	✓	平成27年3月
③都市公園の占用許可特例		
④都市利便増進協定	✓	令和4年4月(予定)
⑤都市再生(整備)歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業		
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度		
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
⑫普通財産の活用	✓	平成29年6月
⑬ウォーカブル推進税制		
⑭公募設置管理制度 (Park-PPF)	✓	令和3年9月
⑮歩行者利便増進道路 (ほこみち)		



マルシェの開催



ナイトマーケットの開催



キャンプの実施

※上記は乙川リバーフロント地区全体で活用している制度である。次ページでは、乙川かわまちづくり事業で活用している「河川敷地の占有許可」についての活用事例を取り上げる。

#### ■ 参考情報

愛知県岡崎市 都市再生整備計画 乙川リバーフロントQRUWA戦略地区 岡崎市QRUWAプロジェクト

### 活用手法

- 乙川リバーフロント地区で、豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施することにより、QURUWAの回遊を実現させ、波及効果としてまちの活性化（暮らしの質の向上とエリアの価値向上）を図る。

#### 取組の経緯

- 乙川で過ごしやすい環境がない中、河川空間とまち空間の融合を図り、エリアの価値向上を図るための社会実験として、おとがワ！活用実行委員会が河川空間における取組を開始した。

制度活用の流れ	平成25年5月～	岡崎活性化本部乙川リバーフロント部会の設置
	平成27年3月～	国土交通省「かわまちづくり支援制度」への登録
	平成27年10月～	社会実験おとがワ！ソダーランドの実施
	年度27年11月～	「河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域」への指定
	平成29年4月	乙川にて事業を行う民間事業者を中心に、乙川活用の実行組織「おとがワ！活用実行委員会」の組成
	令和元年9月～	指定管理者の公募開始
	令和2年7月	指定管理者の指定通知及び告示
令和3年4月～	指定管理業務の開始	

- 〈凡例〉
- : 都市公園・河川共通
  - : 都市公園に係る利活用
  - : 河川に係る利活用

- Point①  
行政と取組主体が連携して、町内会と協議、協力を仰いでいる。
- Point②  
長期的な収益性の観点から、単年度ごとの占用許可申請であったが、平成31年からは3年間の占用許可を申請している。今後、期間をより長期にする。
- Point③  
おとがワ！活用実行委員会が乙川河川緑地の活用方法を段階的に整理し、河川空間を活かしたサービス提供の場の構築に寄与した。

#### 取組内容

- 乙川かわまちづくり事業は、規制緩和により実現した河川空間で、様々な民間事業が連携するプロジェクトである。
- これまで、様々な要因で日常的な利活用が行われてこなかった乙川を舞台に、使ってみたい市民や事業者の方々を募り、乙川に新たなアクティビティや風景を生み出し自然と都市が交わる暮らしの実現を目指している。
- ランニングやラジオ体操、ヨガや占用行為が発生しない非営利目的の自由な活動であれば、いつでも実施できる。



【SUP体験】



【ナイトプログラム】



【キャンプ】

#### 成果

- プログラムの実施日数が年間約150日ある。
- イベント等の総来場者数は、平成28年度の3,401人から年々増加し、令和元年度には約21,400人となっている。
- 暮らしの質の向上を図るだけでなく、乙川リバーフロント地区やその周辺の来訪者数が増加し、周辺店舗の売上に寄与している。
- 乙川リバーフロント地区を日常的に訪れる来場者が増え始めている。

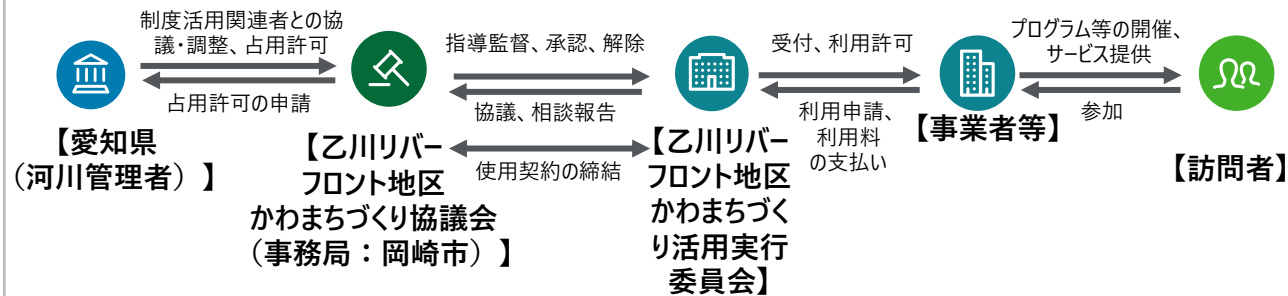
#### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組エリア名	乙川河川緑地
取組エリア規模	約219,712㎡
取組主体①名	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会
取組主体①の構成員	大学教授、地域の学区長、商工会議所、地域の商店街組合、地域まちづくり団体、乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会の代表者、観光協会、漁業協同組合、副市長 等
取組主体②名	リバーライフ推進委員会（乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会）
取組主体②の構成員	ホーメックス株式会社、株式会社スノーピークビジネスソリューションズ
取組主体③名	岡崎泰平の祈り活用実行委員会（乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会）

#### 取組スキーム

- 乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会（合意形成主体）が占用許可を取り、その許可に基づいて乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会（実行主体）と使用契約を結んでいる。
- 乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会は、自らプログラムを開催するほか、マーケット開催時等に利用料を徴収し、収益を得るとともに、乙川河川緑地の維持管理費の低減に寄与している。



### 基本情報

#### 都市概要

(2022年2月時点)

団体名	愛知県豊田市
市域面積	918.32km <sup>2</sup>
人口	422,225人
標準財政規模	1,262億円
財政力指数	1.39

#### 取組方針

- とよたの都心として来街者の印象に残る空間を創出し、まちなかイベントの開催等、日常的に人々が集う公共空間(広場空間)を創出することで、にぎわい交流拠点の充実を目指す。
- 駅、店舗、駐車場等が歩行者空間で一体的に繋がっている回遊しやすい空間を整備し、歩行者が回遊しやすい環境を整える。施設内や主要ポイントにおいては、歩行者が回遊したくなる情報(ICT基盤)を提供している。ペDESTリアンデッキ広場における飲食店の設置・管理を行い、多様な人々が集まる核の形成を行っている。
- 都市再生推進法人一般社団法人TCCM等と連携して計画策定、事業推進、イベント、コーディネート活動等のまちづくり活動を進める。あそべるとよた推進協議会等によるまちづくり活動を継続するとともに、行政と住民のパートナーシップも継続する。



インフォメーション施設・カフェによる来街者の利便増進

### 具体的な取組内容

豊田市駅周辺の周辺道路とロータリーをにぎわい創出の場としようと試み、防災イベント(名古屋グランパスの選手と一緒にサッカーのゲームをしながら災害時の防災について学ぶイベント)等で都市利便増進協定を活用している。加えて、2019年以降、毎年道路占用許可の特例を活用した路上におけるマーケットが開催されている。



豊田市駅周辺における都市利便増進協定の活用事例



道路占用許可の特例を活用した路上マーケット



豊田市駅周辺における道路占用許可の特例の活用事例



都市利便増進協定を活用した防災イベント

豊田市駅周辺における官民連携事業

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例	✓	令和元年6月
②河川敷地の占用許可		
③都市公園の占用許可特例		
④都市利便増進協定	✓	令和元年6月
⑤都市再生(整備)歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業		
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度		
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
⑫普通財産の活用		
⑬ウォカブル推進税制		
⑭公募設置管理制度 (Park-PR)		
⑮歩行者利便増進道路 (ほこみち)		

#### 参考情報

- 愛知県豊田市 豊田市都心環境計画
- 愛知県豊田市 豊田都心地区都市再生整備計画(第4回変更)

### 活用手法

- 都市利便協定を活用し、「まちを使う・体感する」にぎわい交流拠点の創出・「まちに行く・回遊する」交通拠点の形成・「まちを知る・発信する」情報拠点の創出事業を行うことにより、豊田市駅周辺のまちのにぎわい増進を目指している。

### 取組の経緯

- 2019年のラグビーワールドカップ(豊田スタジアムが開催地)に際して、都市利便増進協定を活用し、豊田市駅の周辺道路とロータリーをにぎわい創出の場としようと試みた。



### 取組内容

- あそべるとよた推進協議会は豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ広場に飲食店を設置、一般社団法人TCCMは店舗の運営管理を行い、まちのにぎわいを創出する。
- 一般社団法人TCCMは豊田市駅東口広場にカフェ併設のインフォメーション施設の運営管理を行い、まちなか情報の発信等により利便の増進をはかる。
- 豊田市駅周辺地区エリアマネジメント研究会は、地域を前面に出した形でマーケットを豊田の文化とするべく、社会実験として「Toyota Street Market」を複数回実施している。



ペDESTリアンデッキのカフェ (JAZZライブが開催)



Toyota Street Market (2021年12月開催)

### 成果

- 豊田市駅周辺の歩行・回遊環境やカフェ併設のインフォメーション施設により、歩行者の滞在性の増大とにぎわいの増大が実現した。
- 2020年度の「Toyota Street Market」社会実験時には、前週との比較で1.5～2倍の訪問者数を確認している。

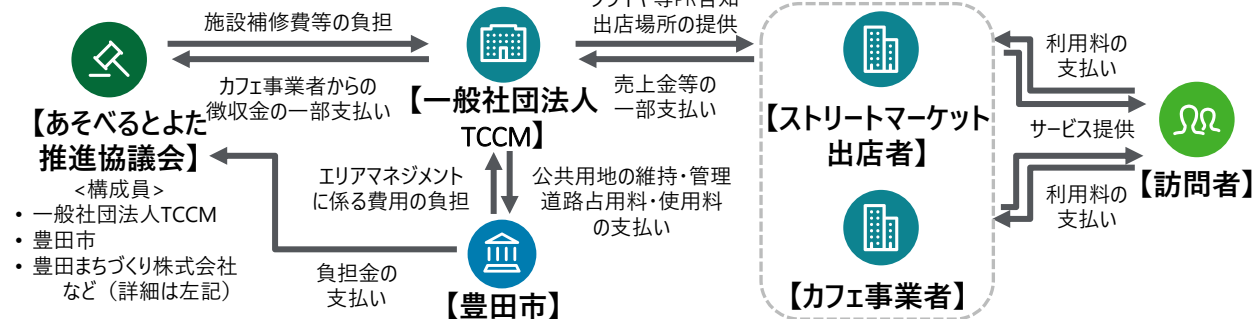
### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組エリア名	豊田市駅周辺
取組エリア規模	196.0ha
取組主体名	あそべるとよた推進協議会
取組主体の構成者	一般社団法人 TCCM(会長及び事務局) 崇化館地区区長会 豊田市駅前開発株式会社 豊田市駅前通り南開発株式会社 豊田市駅東開発株式会社 豊田まちづくり株式会社 豊田市(商業観光課、道路管理課、都市整備課)

### 取組スキーム

- 一般社団法人TCCMがあそべるとよた推進協議会の事務局運営を担い、豊田市から各費用の負担がなされている。
- 一般社団法人TCCMが場所を提供し、街路空間やペDESTリアンデッキで事業が実施され、売上金の一部や家賃等が事業者からTCCMへ支払われている。



### 基本情報

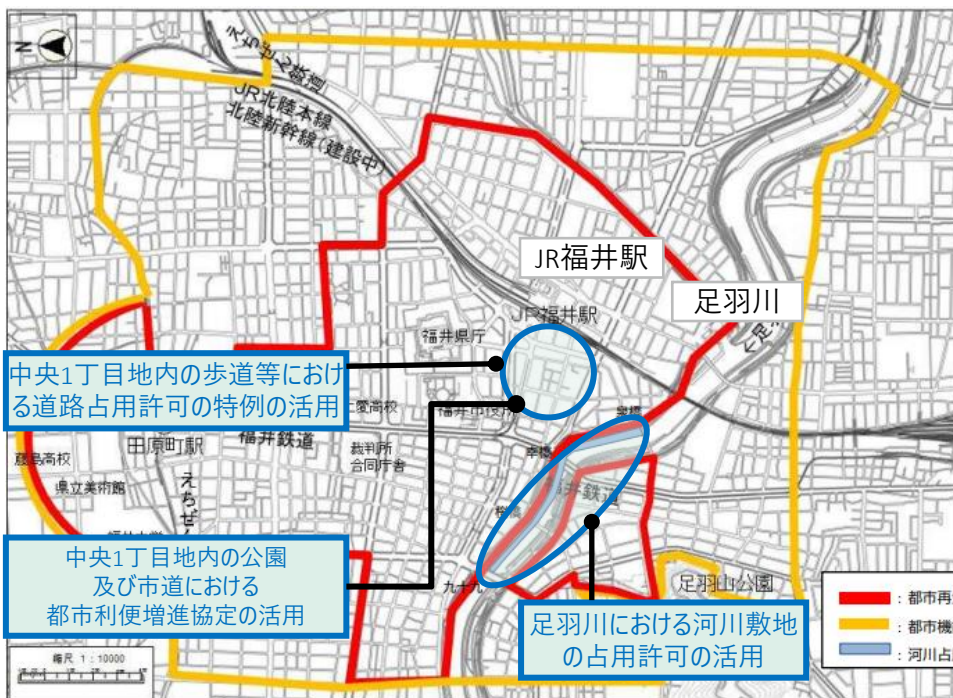
#### 都市概要

(2022年2月時点)

団体名	福井県福井市
市域面積	536.41km <sup>2</sup>
人口	261,619人
標準財政規模	621億円
財政力指数	0.83

### 具体的な取組内容

中央1丁目地内の歩道等において、道路占用許可の特例を活用し、沿道店舗との協力によるオープンカフェを実施している。中央1丁目地内の都市公園及び市道において、都市利便増進協定を活用したイベント等の実施や、オープンカフェや売店等の設置・管理をしている。足羽川において、河川敷地占用許可を活用し、体験型のイベント等の実施をしている。



### 取組方針

- 既存の都市基盤や集積している各種都市機能を生かしながら居住を推進してまちなかの再生を目指し、福井固有の資源である足羽山や足羽川、養浩館庭園など生かしながら、自然や歴史に触れあえる回遊性の高いまちづくりを進める。
- 民間開発の効果を周辺に波及させるために、民間開発やまちづくり団体の取組と連携した歩行空間の整備やソフト事業を実施する。
- 北陸新幹線の福井開業による交流人口の拡大を見据え、福井駅周辺における観光・産業情報発信機能を充実させ、県都として県内観光のハブ的な役割を果たすため、観光客がまち歩きができるような環境整備を進めることで、「また来たくなるまちふくい」を目指す。
- まちなかのオープンスペースを活用した取組を実施して、まちなかの滞在時間延長を図り、賑わい創出を図る。



まち歩きができる環境整備



オープンスペースの活用

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例	✓	平成26年8月～
②河川敷地の占用許可	✓	令和2年6月～ 令和5年3月(予定)
③都市公園の占用許可特例		
④都市利便増進協定	✓	平成30年4月～
⑤都市再生(整備)歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業		
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度		
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
⑫普通財産の活用		
⑬ウォークブル推進税制		
⑭公募設置管理制度 (Park-PFI)		
⑮歩行者利便増進道路 (ほこみち)		



道路占用許可の特例を活用したオープンカフェの実施



河川敷地の占用許可を活用した体験型イベントの開催



都市利便増進協定を活用した売店等の設置

### 参考情報

福井県福井市 都市再生整備計画 福井まちなか地区



# 福井県福井市 【活用制度：道路占用許可の特例、都市利便増進協定】

中央1丁目地内の歩道等における道路占用許可の特例活用、中央1丁目地内の都市公園及び市道における都市利便増進協定活用事業

## 活用手法

- 道路占用許可の特例を活用したオープンカフェや看板等の設置や、都市利便増進協定を活用したオープンイベント等の開催や、「ソライロテラス」の導入により、歩行者空間等が利用しやすくなり、賑わいのあるまちなかの創出及びまちの景観の向上、誰でも利用できる魅力的な空間の創出、滞在時間の増加を図る。
- 週末のイベントなどによる集中的な賑わいづくりのみではなく、人々の普段の滞在時間を延ばすことによる賑わいづくりを目指している。

### 取組の経緯

#### 道路占用許可の特例

- まちづくり福井株式会社が都市再生推進法人に指定されたことにより、公共空間を活用した取組が可能になった。

#### 都市利便増進計画

- ハピリンの開業効果の波及や、北陸新幹線福井開業を控え、まちなかの魅力を高めるため、まちなかの回遊性を高める取組や、継続的な賑わい創出の取組が必要となった。

- Point①  
中心市街地活性化協議会等で以前よりまちなかのあり方を検討していた。
- Point②  
まちづくり福井が「ハピリン」、「ハピテラス」の指定管理者になっており、公共施設と一体となったエリアマネジメントを行っている。

### 取組内容

- 制度を活用した取組はそれぞれ以下のとおりである。

#### 道路占用許可の特例を活用したオープンカフェの設置

- 沿道の店舗との協力等によるオープンカフェを設置し、適切に維持管理している。



【オープンカフェの設置】

#### 都市利便増進協定を活用したの開催

- フリーマーケットや路上ライブなどのイベント開催やケータリングカーなどの出店を希望する事業者を募り、オープンイベントや、オープンテラスを開催している。

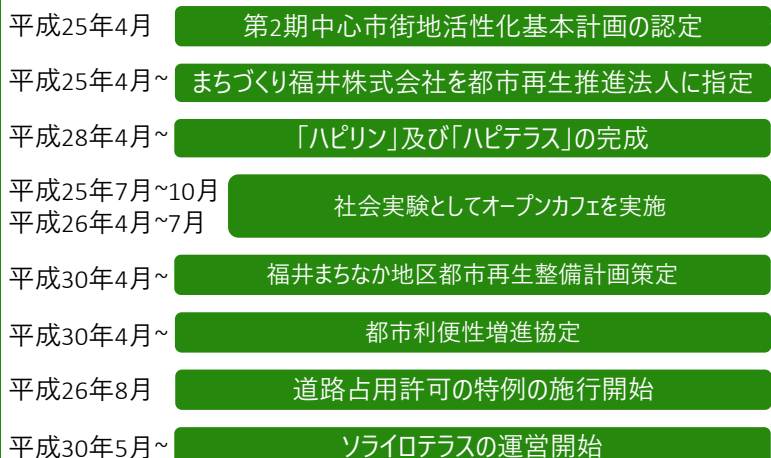


【イベントの開催】

### 成果

- 新たなイベントプレイヤーの創出やキッチンカー出店の定着等の効果が生まれているほか、中央公園や足羽川河川敷など、協定区域外の公共空間の活動への波及効果が生まれ、市民にも取組が認知されつつある。
- 中心市街地の滞在時間の調査結果が、「1～2時間未満」から「2～3時間未満」にピークが移るなど、滞在時間の増加に寄与していることがわかる。

制度活用の流れ



### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

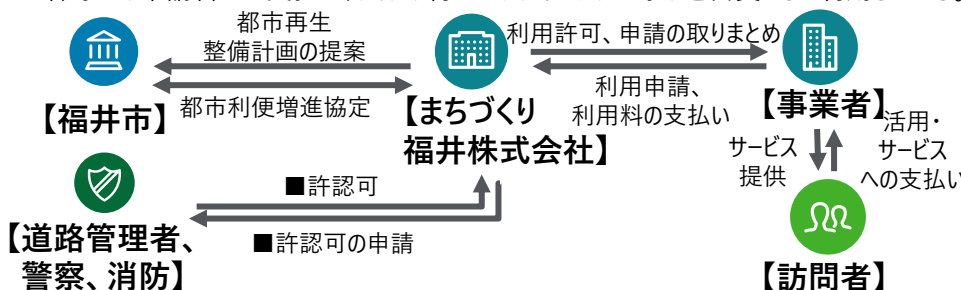
取組エリア名	道路占用許可の特例	都市利便増進協定
取組主体名	中央1丁目地内の歩道等	中央1丁目地内の都市公園及び市道
設立年	まちづくり福井株式会社（都市再生推進法人）	
資本金等	平成12年2月	
	58,750千円	



- 〈凡例〉
- ：道路占用許可の特例適用区域
  - ：都市利便増進協定の適用区域

### 取組スキーム

- まちづくり福井株式会社が各事業者からの利用の申請を取りまとめ、福井市や警察等へ道路占用許可等の申請をしている。
- ソライロテラス利用事業者からの利用料をもとに、まちづくり福井株式会社が道理管理者等への申請料金を支払い、残りの利益をソライロテラス等の運営費として利用している。



# 福井県福井市 【活用制度：河川敷地の占用許可】

足羽川における河川敷地の占用許可活用事業

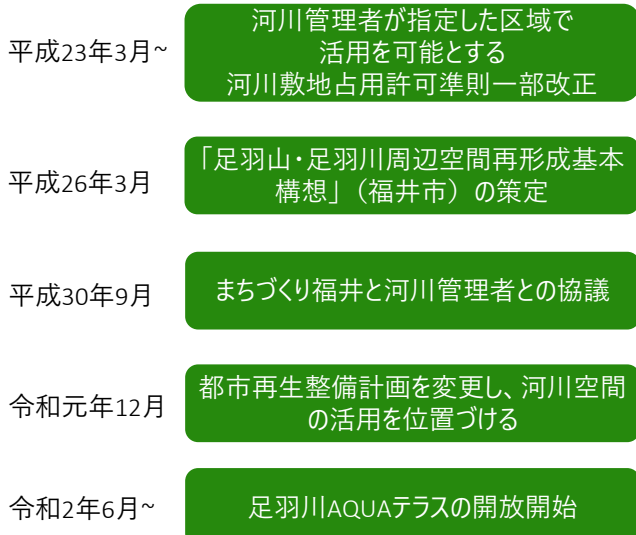
## 活用手法

- イベント施設、仮設艇庫、売店等の設置・管理を行うことで河川敷の有効活用を促し、水辺空間に賑わいと憩いの空間づくりを通じた魅力あるまちなかを創出する。

### 取組の経緯

- まちづくり福井が、公共空間を活用して、足羽川の河川敷をイベント広場などに活用する案を示し、河川管理者、都市再生整備計画担当者、都市再生推進法人との3者協議を実施した。

#### 制度活用の流れ



Point①  
足羽山・中心市街地と一体となった河川空間のあり方の検討を行った。

Point②  
まちづくり福井株式会社が事業者や利用者からの利用申込受付業務許可を一括している。

### 取組内容

- 事業者や地域の住民等が堤防や河川敷にテーブルや屋台等を設置することが可能となり、足羽川の河川敷地を「足羽川AQUAテラス」として開放している。
- バーベキューやキャンプを実施できる「まちキャン」の開催や、カヌー教室等の体験型イベントが開催されている。



【まちキャン①】



【まちキャン②】



【カヌー教室の開催】

### 成果

- まちなかの魅力のひとつとし、河川敷を活用したイベントを開催することでにぎわいを創出。まちなかにいながら身近に自然を感じ楽しめる魅力を発信できている。

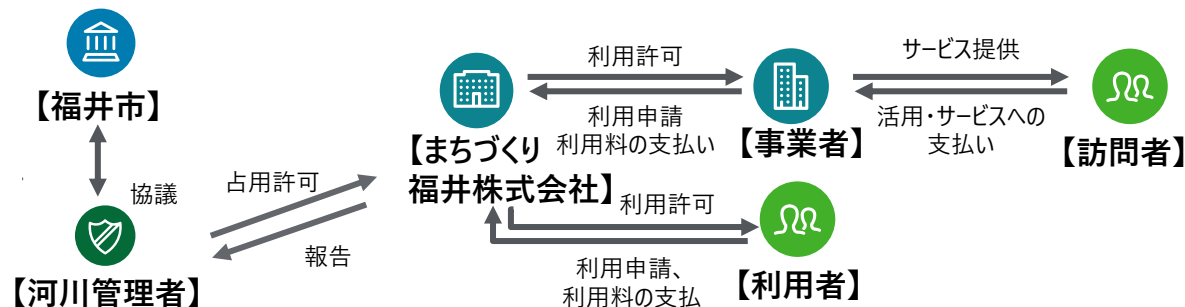
### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組エリア名	中央2、3丁目(足羽川：泉橋～桜九十九橋間)
取組エリア規模	11,541.82㎡
取組主体名	まちづくり福井株式会社(都市再生推進法人)
設立年	平成12年2月
資本金等	58,750千円
株主・構成団体等(出資割合)	福井市(51%) 福井商工会議所(17%) 商店街(6.6%)
職員数	8名(うち正社員7名)

### 取組スキーム

- 各事業者がまちづくり福井株式会社にイベント等での活用を申請するのみであり、行政への申請は不要である。



### 基本情報

#### 都市概要

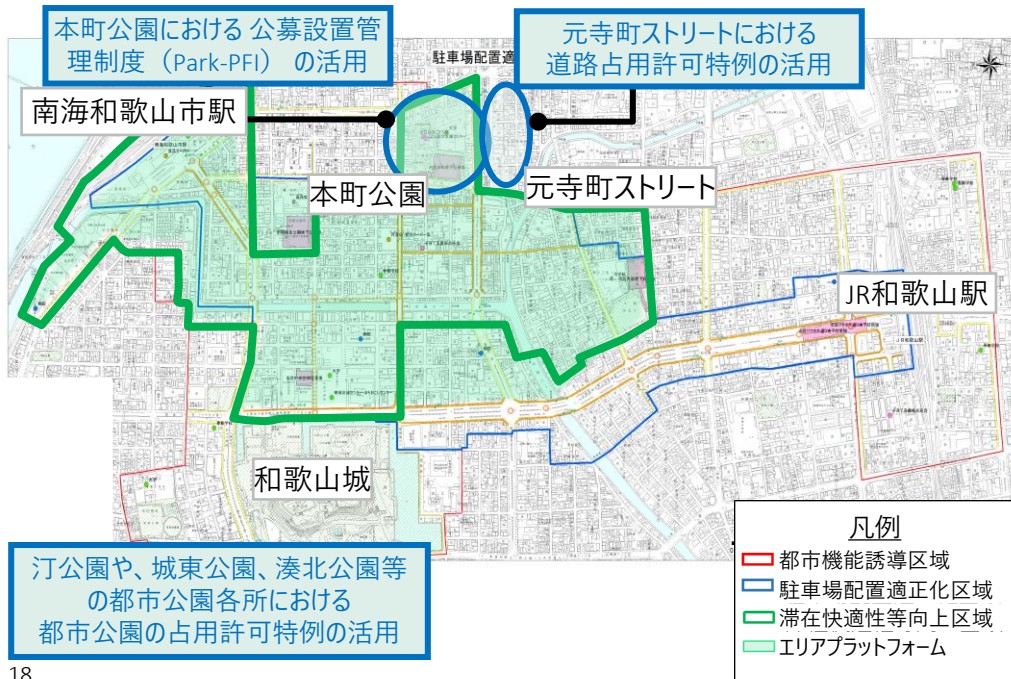
(2022年2月時点)

団体名	和歌山県和歌山市
市域面積	208.85km <sup>2</sup>
人口	365,166人
標準財政規模	810億円
財政力指数	0.82

### 具体的な取組内容

本町公園において公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して、民間事業者が本町公園の整備・管理運営及び地下駐車場の指定管理を実施している。

まちなかの都市公園各所において、都市公園の占用許可特例を活用してサイクルポートを整備し、シェアサイクル事業などを平成30年3月28日～平成30年10月31日まで実施していた。



### 取組方針

- JR和歌山駅、南海和歌山市駅、和歌山城の3つを核として都市機能の集積、都心居住の誘導を行う中心拠点の形成や中心拠点と各生活拠点を結ぶネットワークの形成を図るなどコンパクトなまちづくりの実現を目指している。
- 官民の遊休不動産を徹底的に活用し、都市再生推進法人や民間事業者とともに公共施設再編やリノベーション・再開発等を進めるなど公的不動産など既存ストックの有効活用を図っている。また、沿道施設1階部分のリノベーションを誘発することで、市民に開かれた公共空間を創出している。
- 広場の整備をはじめ、人々が集い憩う魅力ある都市空間を創出し、新たな人の流れを生み出し、回遊性の向上を図るとともに、人々が滞在したくなる空間や人々が歩いて楽しくなる空間の創出を目指している。



既存ストックの有効活用



リノベーションまちづくり

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例	✓	令和2年7月
②河川敷地の占用許可		
③都市公園の占用許可特例	✓	平成30年3月
④都市利便増進協定		
⑤都市再生（整備）歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業		
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度		
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
⑫普通財産の活用		
⑬ウォークブル推進税制	✓	活用時期未定
⑭公募設置管理制度（Park-PFI）	✓	令和2年4月
⑮歩行者利便増進道路（ほこみち）		



Park-PFIを活用した本町公園の整備・管理



都市公園の占用許可特例を活用したサイクルポートの設置

### 参考情報

和歌山市中心拠点再生地区 都市再生整備計画

# 和歌山県和歌山市 【活用制度：公募設置管理制度（Park-PFI）】

## 本町公園Park-PFI活用事業

- Park-PFIの制度活用により、事業者による飲食店や売店等の収益を活用した地下駐車場上部の芝生化やイベント等の実施などにより、隣接することも関連施設との連携や交流の場として賑わいの中心的な空間となるよう再生した。
- 本町公園の地下駐車場を市中心部のフリンジ駐車場と位置づけ、運営を委託し事業を再開することで、収益事業化を図った。

### 活用手法

#### 取組の経緯

- 本町公園にある市の施設である花花館の活用ができておらず、まちなかに新たな拠点をすることで新たにぎわいを創出することを目的として取組を開始した。

制度活用 の流れ	平成28年6月～	庁内検討の会議体組成（各局長級）
	平成29年3月～	都市機能誘導区域の設定
	平成30年4月～	サウンディング型市場調査の実施
	平成30年11月～	民間事業者の募集開始
	平成30年12月	民間事業者からの応募締め切り
	平成31年1月	民間事業者の選定結果通知
	平成31年3月	指定管理者の指定、基本協定締結及び公募設置等計画の認定
	令和2年2月～	工事開始
令和2年4月～	供用開始	

Point①  
庁内におけるPark-PFIに係る理解醸成や体制構築に苦慮したが、各関連部局間において取組に関する情報を共有することで、何も聞いていないという状況を回避することができた。

Point②  
民間事業者とは定期的に情報共有をしており、市民からの反発があった場合には、民間事業者と連携して、説明にあっている。

#### 取組内容

- 本町公園Park-PFI活用事業は、以下の2本柱で構成されている。

##### 公園整備・管理運営

公募により、本町公園の整備・管理運営を行う民間事業者（紀州まちづくり舎）を選定し、民間資金で既存建物をリノベーションした飲食店をオープンした。民間による管理運営により、週末のマルシェ等のイベントも活性化している。

##### 地下駐車場の指定管理

上記と同じ事業者への指定管理により、休止していた市営の地下駐車場を再開し、本町公園と一体的な管理運営を行っている。駐車場利用料収入により一定の収益を確保している。



【整備前】



【整備後】

#### 成果

- 公園、地下駐車場、大学等有機的に連携し、相乗効果を創出している。
- 本町公園でのイベント開催等で公園及び駐車場利用者数が増加している。
- 近接公園の指定管理者がグループに参画することにより、イベント共同開催等を通じ、まちなかの回遊性を向上させることができています。

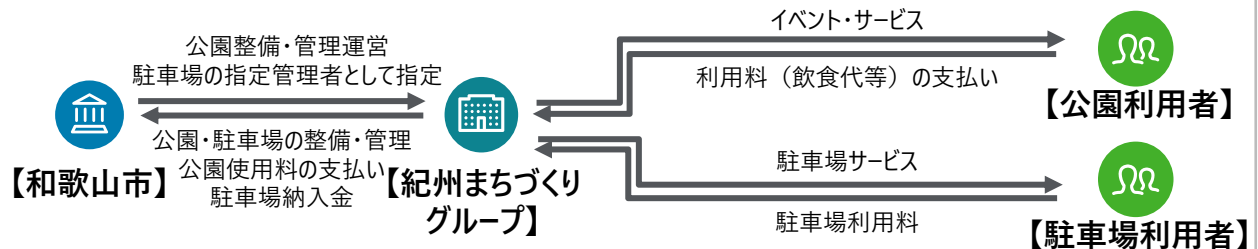
#### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組主体名	紀州まちづくりグループ
取組主体の代表企業	株式会社紀州まちづくり舎（都市再生推進法人）
取組エリア①名	本町公園（都市計画公園）
取組エリア①規模	13,163.01㎡
取組エリア②名	和歌山市営本町地下駐車場
取組エリア②面積	5,597.95㎡（収容台数約170台）

#### 取組スキーム

- 全体体制の主なメンバーは株式会社紀州まちづくり舎と和歌山市の2者である。収益は株式会社紀州まちづくりグループが得ている。和歌山市は主に許認可関連の役割を担っている。



### 基本情報

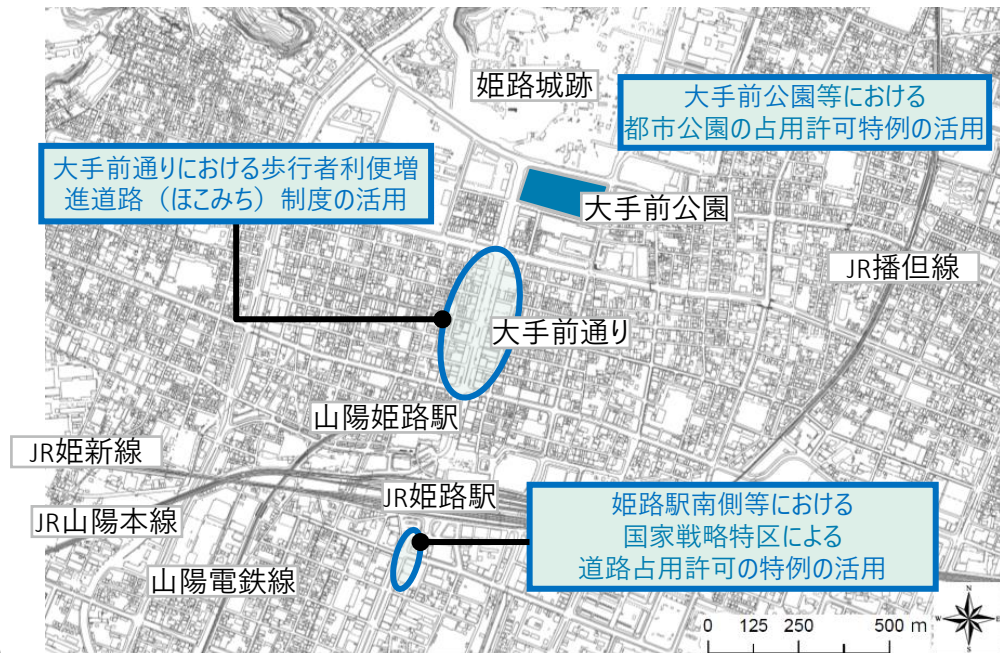
#### ■ 都市概要

(2022年2月時点)

団体名	兵庫県姫路市
市域面積	534.56km <sup>2</sup>
人口	1,194,817人
標準財政規模	1,228億円
財政力指数	0.89

### 具体的な取組内容

中心市街地において、道路占用許可の特例及び都市公園の占用許可の特例を活用して、サイクルステーション（自転車駐車器具）を整備し、シェアサイクル事業を実施している。  
また、大手前通りにおいては、令和元年から大手前通り魅力向上事業として、歩道を活用しにぎわいや滞留行動を誘発するための社会実験を試行してきた。現在は、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を活用して、にぎわい創出のための取組を実施する。



#### ■ 取組方針

- 中心市街地において、大規模集客施設の整備や新たな民間施設の立地誘致により、市街地の活性化やコンパクトシティ実現に貢献する拠点づくりを行い、回遊性と交通結節機能の向上を図る取組を実施してきた。
- 新たな都市機能施設やにぎわい施設の中で、人々が集い、にぎわい、交流するまちづくりを目指して、市民はもとより来街者の回遊性を促進する安全な歩行者空間やくつろぎ・憩いの空間を創出している。
- 今後は、行政と市民、民間事業者等の連携・協働のまちづくりを推進することで、良好な景観形成とにぎわいの創出を目指している。



交通結節機能の向上



くつろぎ・憩いの空間づくり

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例	✓	平成29年4月～令和4年3月
②河川敷地の占用許可		
③都市公園の占用許可特例	✓	平成29年10月～令和4年3月
④都市利便増進協定		
⑤都市再生（整備）歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業		
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度		
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
⑫普通財産の活用		
⑬ウォークアップ推進税制		
⑭公募設置管理制度（Park-PFI）		
⑮歩行者利便増進道路（ほこみち）	✓	令和3年2月道路指定 令和4年7月～占用開始



道路占用許可の特例及び都市公園の占用許可の特例を活用したサイクルステーションの設置



歩道を活用した社会実験の試行

#### ■ 参考情報

兵庫県姫路市 社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画  
兵庫県姫路市 公募占用指針（案）及び参考資料

# 兵庫県姫路市 【活用制度：歩行者利便増進道路（ほこみち）】

## 大手前通りにおけるほこみち活用事業

※本資料作成時（令和4年2月時点）は、制度活用開始前となるため、制度活用前の社会実験の内容を主に取り上げる。

- 大手前通りが日常的にぎわい・憩う場所になるためには、通りだけではなく沿道建物との連携が重要であり、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を活用して、椅子やテーブルが設置された居心地の良い空間となるようにすることを目指している。
- 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用前の社会実験として、通りの利活用を目的とした大手前通り活用チャレンジ「ミチミチ」を実施した。

### 活用手法

#### 取組の経緯

- 平成28年の大手前通りの再整備をきっかけとして、地域住民との協議において、大手前通りのにぎわい創出に関する声が上がった。

制度活用の流れ	平成27年3月	トランジットモール完成・公共交通機関と歩行者の通行のみに制限
	令和元年11月	社会実験①マルシェの開催
	令和2年3月	大手前通り再整備工事完成
	令和2年12月～	社会実験②滞留施設の設置
	令和3年2月	歩行者利便増進道路への指定
	令和4年1月	利便増進誘導区域の指定
	令和4年1月末～	占用予定者の公募開始
	令和4年4月	占用予定者の決定
令和4年7月～	ほこみち制度の活用開始予定	

Point①  
社会実験の際には、道路占用許可を申請した。

#### 社会実験の取組内容

- 大手前通りが日常的にぎわい・憩う場所となることで、通りへの利用価値が高まり、サービス提供者の収益活動によって地域経済が循環し、魅力的なコンテンツづくりを促すことができる。収益の一部をエリアに再投資することでエリア価値を高め、より一層の人やサービス提供者が集まるという好循環を生み出す。

##### 社会実験①

令和元年11月の1カ月間、姫路のグルメ店や雑貨ショップ等の出店によるマルシェやイベントを開催した。



【社会実験①】

##### 社会実験②

令和2年12月から令和4年1月にかけて、滞留行動誘発のための滞留施設や休憩施設を設置した。



【社会実験②】

#### 社会実験の成果・現状

- 社会実験①では、沿道にある店舗の売上向上に留まり、沿道にない店舗の売上は想定通りの収益を上げることができなかった。さらに期間中は、人が集まるものの、日常的な場面での大手前通りの利用率が少ないことが判明した。
- 社会実験②では、社会実験①の成果を踏まえ、段階的に人がいる状況を作ること、通りが憩いやくつろぎの場として日常的に利用されることを目指す取組としている。

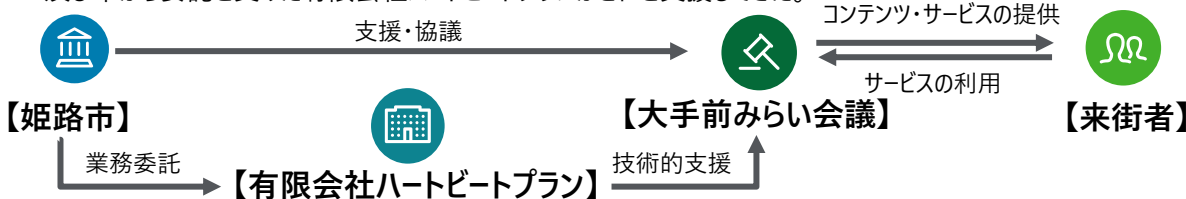
#### 社会実験の取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組エリア名	大手前通り
取組エリア規模	姫路駅から姫路城に続く全長830mの道路
実施主体	大手前通りまちづくり協議会
支援	姫路市

#### 社会実験の取組スキーム

- 沿道を中心とする有志の民間事業者で構成される大手前みらい会議が、事業の企画や行政との協議、沿道ビルオーナー・テナントとのコミュニケーション、母体となる大手前通りまちづくり協議会への報告等を行い、姫路市及び市から委託を受けた有限会社ハートビートプランがこれを支援してきた。



#### ほこみち制度活用時の取組スキーム

- 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用時は、利便増進誘導区域に指定する大手前通り中央交差点から大手前交差点までの9カ所を1事業者が占用する予定である。

# 兵庫県姫路市 【活用制度：道路占用許可の特例、都市公園の占用許可特例】

## サイクルステーション（自転車駐車器具）の整備事業

### 活用手法

- 道路占用許可の特例や都市公園の占用許可特例の2制度を活用し、道路や都市公園にシェアサイクルのサイクルステーション（自転車駐車器具）を設置している。
- 公共交通で姫路駅まで来られる方へ都心部における二次交通を提供することで、都心部の回遊性の向上による賑わいの創出に加え、まちの良質な景観の形成と放置自転車の解消による安全性の向上を図っている。

### 取組の経緯

- 姫路市総合交通計画（平成21年度～令和2年度）において、公共交通で都心に訪れた際の二次的な交通手段として、既存の公共交通網を補完する役割として導入検討が進められた。

制度活用 の流れ	平成20年8月	姫路市総合交通計画の策定
	平成22年～	シェアサイクル（自転車駐車器具）の導入検討調査
	平成26年10月～ 平成27年10月～	社会実験の実施
	平成27年9月～	道路占用許可の特例及び都市公園の占用許可特例の申請
	平成28年5月～	民間事業者の選定
	平成28年7月～	本格導入の開始
	平成28年11月	社会資本総合整備計画の公開
令和5年～	管理運営者の更新に伴う公募開始（予定）	

Point①  
ドック型のシステムからスマートロック式へ移行することで、サイクルステーション1カ所あたりの設置コストを削減し、活用エリアの拡大を期待している。

### 取組内容

- 民間事業者が管理運営を行っており、事務局スタッフの配置やサイクルステーション（自転車駐車器具）の維持管理、各ステーションに自転車の偏りが生じないように再配置業務を行っている。



【道路におけるサイクルステーションの設置】



【都市公園におけるサイクルステーションの設置】

### 成果・現状

- 定性的な成果として、二次交通としてシェアサイクルの利用が根付いてきている。
- 新型コロナウイルス感染症禍における外出の自粛により、観光客の利用は減少傾向にあるが、日常の利用については、密を回避するための移動手段としての利用も含め、直近数カ月は回復傾向にある。

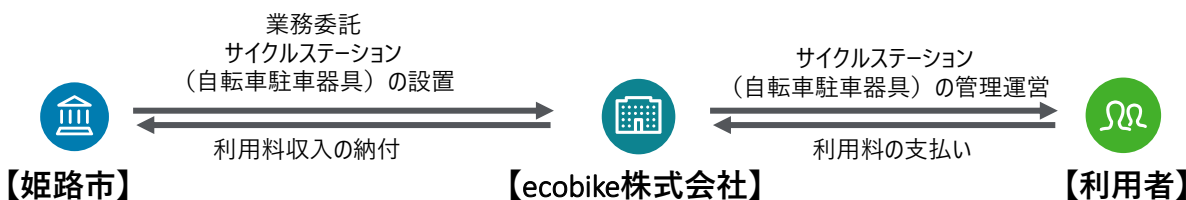
### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

	道路占用許可の特例	都市公園の占用許可特例
取組エリア名	姫路駅北ステーション・大手前通ステーション他、国家戦略特区	大手前公園ステーション・姫路城前ステーション
取組主体①	姫路市	
取組主体②	ecobike株式会社	

### 取組スキーム

- サイクルステーション（自転車駐車器具）を姫路市が整備し、管理運営を民間事業者へ業務委託し共同で行っている。利用料収入は市に納付される仕組みになっている。
- シェアサイクルの利用料収入だけでは、事業の自走化が難しく、広告料収入を得るため、ネーミングライツ契約を締結している。



### 基本情報

#### 都市概要

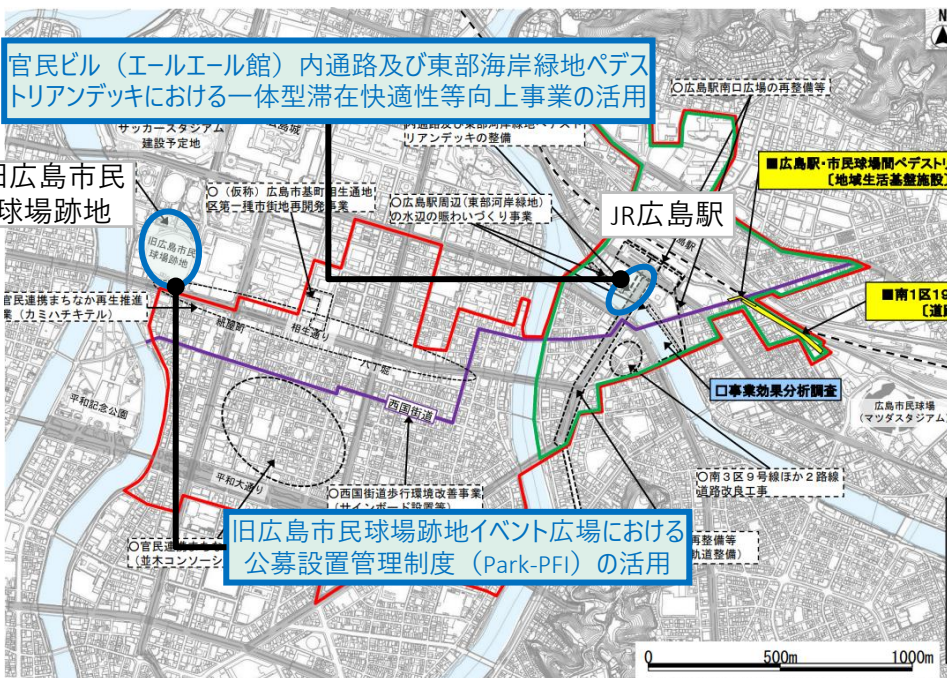
(2022年2月時点)

団体名	広島県広島市
市域面積	906.69km <sup>2</sup>
人口	1,194,817人
標準財政規模	3,359億円
財政力指数	0.83

### 具体的な取組内容

広島駅南口広場において、一体型滞在快適性等向上事業を活用して、民間ビル（エールエールA館）内通路及び東部海岸緑地ペDESTリアンデッキ整備を行っている。

また、旧広島市民球場跡地イベント広場においては、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して、屋根付きイベント広場等の整備を行うとともに、指定管理者制度を活用し、イベント広場等の管理・運営を行っている。



#### 取組方針

- 広島駅南口広場の再整備等や民間活力を活用した旧広島市民球場跡地の整備などを契機とした、都心への来街者の増加や土地利用規制の緩和などによる今後の優良な民間都市開発の進展を見据えている。
- 令和元年にウォカブル推進都市に賛同し、都心の東西の核である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区の連携強化や安全で快適な歩行空間の整備等により、居心地が良く歩いて楽しく回遊できる環境づくりを進め、更なる活力とにぎわいの創出を図っている。
- 令和2年7月に、国から「官民連携まちなか再生推進事業」の補助対象事業者として、2つの民間事業者が決定されたところであり、今後、ウォカブルな人中心の空間を目指し、未来ビジョン等の策定を行うこととしている。その一環として、民間ビル（エールエールA館）を活用した、居心地がよく歩きたくなる歩行空間づくりに取り組んでいる。



旧広島市民球場跡地の整備



エールエールA館の活用

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例		
②河川敷地の占用許可		
③都市公園の占用許可特例		
④都市利便増進協定		
⑤都市再生（整備）歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業	✓	令和3年度～ 令和7年度（予定）
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度		
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限		
⑫普通財産の活用		
⑬ウォカブル推進税制		
⑭公募設置管理制度（Park-PFI）	✓	令和3年9月～ 令和23年3月
⑮歩行者利便増進道路（ほこみち）		



一体型滞在快適性等向上事業を活用したペDESTリアンデッキの整備



公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した旧広島市民球場跡地の整備

#### 参考情報

広島県広島市 都市再生整備計画 広島都心地区（Ⅱ期）  
 広島駅南口開発株式会社 ウォカブル推進計画 広島都心地区（Ⅱ期）



# 広島県広島市 【活用制度：一体型滞在快適性等向上事業】

官民ビル（エールエール館）内通路及び東部河岸緑地ペDESTリアンデッキ整備事業

## 活用手法

- 一体型滞在快適性等向上事業の活用により、広島駅南口開発（株）が広島駅南口のペDESTリアンデッキと繋がる民間ビル（エールエールA館）内の通路を整備することで、広島駅と周辺地区を結ぶ歩行者ネットワークが構築されることから、周辺施設から都市部等へ向けた歩行環境の連続性や回遊性の更なる向上を目指している。
- 国が整備に係る総事業費の1/2を負担し、広島市が整備に係る総事業費の1/3を補助金で負担している。

### 取組の経緯

- 令和元年度に広島市がウォーカブル推進都市に賛同し、都心全体における回遊性向上に向けた協議を開始し、都市再生整備計画を作成した。

制度活用 の流れ	令和元年8月	ウォーカブル推進都市への賛同を表明
	令和2年1月~	都心全体の回遊性向上に向けた庁内協議
	令和2年1月~	一体型滞在快適性等向上事業の活用に係る打診
	令和3年2月	広島市による都市再生整備計画 広島都心地区（Ⅱ期）の発表
	令和3年2月	広島駅南口開発（株）によるウォーカブル推進計画 広島都心地区（Ⅱ期）の発表
	令和3年4月~ 令和4年度~ 令和7年度	民間ビル（エールエールA館）内の館内通路及びペDESTリアンデッキの実施設計 民間ビル（エールエールA館）内の館内通路及びペDESTリアンデッキの工事

Point①  
広島市から広島駅南口（株）へ一体型滞在快適性等向上事業の活用に関する連携を打診した。

Point②  
広島駅南口開発（株）が都市再生計画の目標や課題に連動する形でウォーカブル推進計画を作成した。

Point③  
都市再生整備歩行者経路協定を締結し、官民が連携した一体的な管理手法を構築予定。

### 取組内容

- 広島市では、広島駅南口広場の再整備等を推進しており、広域的な交通機能の強化に加え、回遊性の向上のため、広場や周辺地区の方面へのペDESTリアンデッキを設置している。
- 広島駅南口開発（株）は、駅ペDESTリアンデッキと繋がる民間ビル（エールエールA館）内の通路を同時に整備している。



### 成果

- 広島駅周辺の歩行者交通量の増加や、紙屋町・八丁堀周辺における歩行環境の満足度の向上、広島駅周辺地区で行われる賑わい創出イベント等の回数の増加、民間ビル（エールエールA館）への誘客数の増加を期待している。

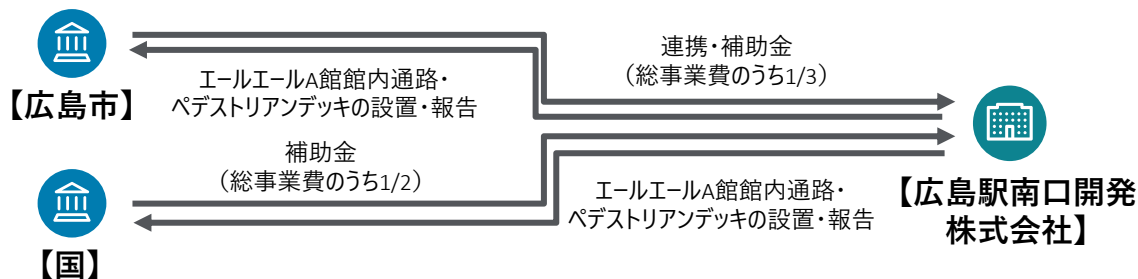
### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組主体名	広島駅南口開発株式会社
取組エリア①名	エールエールA館内通路
取組エリア①規模	全長80m
取組エリア名②	東部河岸緑地ペDESTリアンデッキ
取組エリア②規模	全長60m

### 取組スキーム

- 広島駅南口開発株式会社が、広島市及び国から直接補助金を受け取り、民間ビル（エールエールA館）内の通路及びペDESTリアンデッキの設置を行う。残りの事業費は、広島駅南口開発株式会社が負担する。
- 広島駅南口開発株式会社は、主に民間ビル（エールエールA館）の管理や専門店街の運営、駐車場の運営等の事業を行っている。



# 広島県広島市 【活用制度：公募設置管理制度（Park-PFI）】

## 旧広島市民球場跡地整備等事業

### 活用手法

- 広島市では、旧広島市民球場跡地を「イベント・集客ゾーン」と位置付け、平和記念公園や水辺空間と一体となった緑豊かなオープンスペースを中心としたゾーンとするとともに、年間を通じて多様なイベントが開催され、若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客をひきつける、にぎわいとおもてなしの心が感じられるゾーンとすることを掲げている。
- 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用を通じ、パブリックマインドを持つ民間の活力を最大限に活用し、都心の新たな賑わい拠点を創出することを目指している。

### 取組の経緯

- 旧広島市民球場跡地をイベント広場とする方針は定まっておリ、令和元年度にサッカースタジアムの建設場所が他に決定したことを受けて、取組の検討が本格化した。

制度活用 の流れ	平成23年10月～ 平成25年2月	市民の各界・各層からなる「旧広島市民球場跡地委員会」を開催し、整備方針を検討
	平成25年6月	サッカースタジアム建設の検討開始
	令和元年5月	サッカースタジアムの建設場所決定、旧広島市民球場跡地の活用の検討再開
	令和2年3月	中央公園の今後の活用に係る基本方針の策定
	令和2年11月	サウンディング型市場調査の実施
	令和3年3月～	民間事業者の公募開始
	令和3年8月	民間事業者の決定
令和3年10月～	民間事業者による設計・整備	

Point①  
概ね5年後までの短期的な取組として、民間活力の活用を前提とし、一定規模の屋根を備えたイベント広場を早期に整備する方針を記載した。

Point②  
民設・民営の収益施設と一体的な運営を行うため、指定管理の期間を、公募設置等計画の終期と同じ令和5年3月～令和23年3月までの18年間と設定している。

### 取組内容

- 民間事業者が飲食・物販等の収益施設及び屋根付きイベント広場等の公園施設の整備を行う。その際、周辺施設と共存しつつもイベント広場として新しい人の流れとにぎわいを作る公園施設の整備を行う。
- さらに、民間事業者は、指定管理者としてイベント広場等の管理・運営を担う。大型イベントと市民参加型イベントをバランスよく組み込み、年間を通じて多彩なにぎわい創出を実現する。



【整備前】



【整備後】

### 成果

- サウンディング型市場調査を実施し、公募条件に事業者の意見を取り入れることで、民間の柔軟な発想を活かした提案をもらうことができた。
- 整備費用の1割を民間事業者が負担することで、整備費用を削減できている。
- 利用料金制を導入することで指定管理料が削減されることが見込まれている。

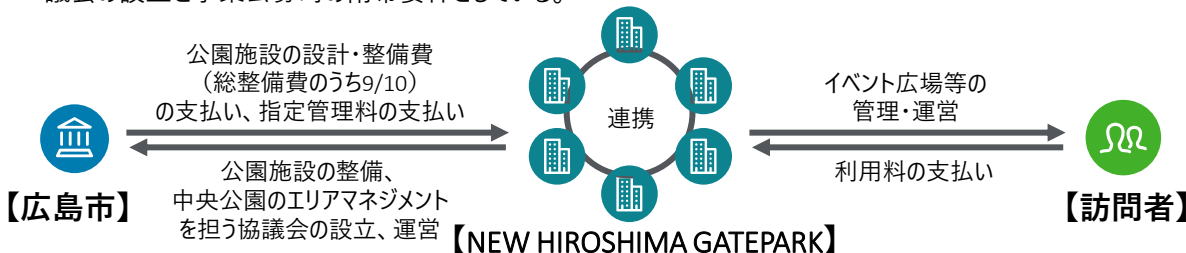
### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組エリア名	旧広島市民球場跡地イベント広場
対象エリア規模	4.7ha
実施主体 (グループ名)	NEW HIROSHIMA GATEPARK
実施主体 (代表法人)	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
実施主体 (構成法人)	大成建設(株)中国支店、(株)中国新聞社、(株)広島バスセンター、広島電鉄(株)、N T T アーバンバリューサポート(株)、(株)N T T ファシリティーズ、(株)シーケイ・テック、(株)N S P 設計

### 取組スキーム

- NEW HIROSHIMA GATEPARKが広島市との事業契約により、公園施設の整備や、指定管理者としてイベント広場等の管理・運営を行っている。
- 旧広島市民球場跡地イベント広場の周辺エリアにおいても別途公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した事業を実施することを検討しており、各Park-PFI事業を統括する役目として中央公園エリアマネジメントを担う協議会の設立を事業公募時の附帯要件としている。



### 基本情報

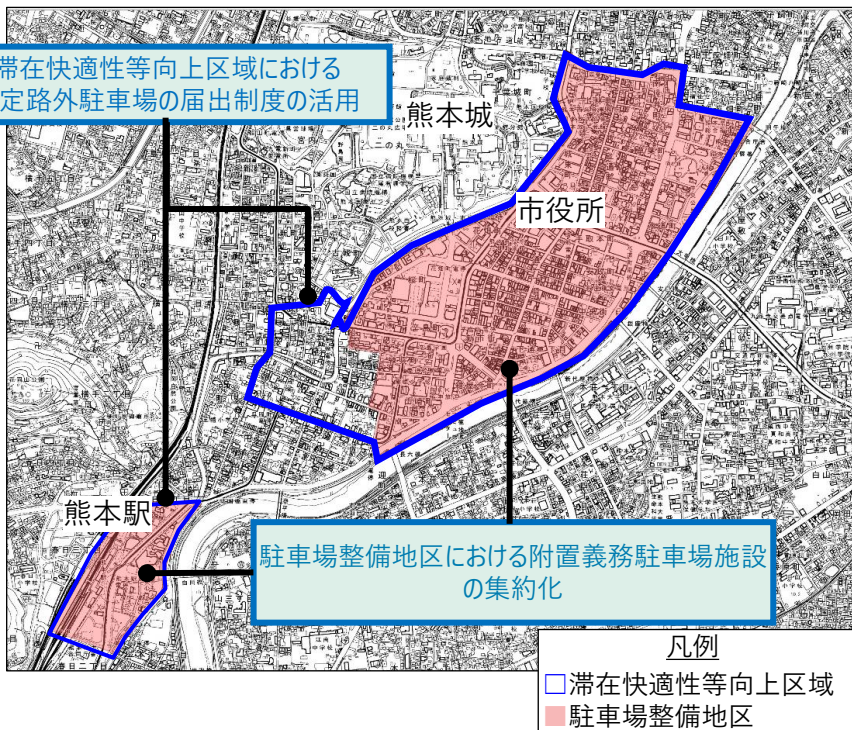
#### ■ 都市概要

(2021年2月時点)

団体名	熊本県熊本市
市域面積	390.32km <sup>2</sup>
人口	732,702人
標準財政規模	1,952億円
財政力指数	0.71

### 具体的な取組内容

熊本市中心市街地地区内の、滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）において、特定路外駐車場の届出制度を活用し歩行者の安全性に配慮した駐車場整備の促進を図る。  
 駐車場整備地区において、附置義務駐車場施設の集約化を活用することで、立体駐車場を集約駐車場として指定する。



#### ■ 取組方針

- 地域ごとの交通特性に応じて交通体系を再構築することで、公共交通と自動車自動車交通を効率的に組み合わせた都市交通体系の最適化「ベストミックス」を進める。
- 人口密度が高く都市機能の集積が進む中心市街地は、立体駐車場（集約駐車場）を地区の外縁部に設置するなど、駐車場の適正配置等や、道路空間の再配分による歩行空間の拡充、道路の美化化等を通じて、「昼も夜も誰もが歩いて楽しめるまち」づくりを進め、区域一帯の回遊性向上及び賑わいの創出を図る。



駐車場の適正配置



道路空間の再配分

### 制度 活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①道路占用許可の特例		
②河川敷地の占用許可		
③都市公園の占用許可特例		
④都市利便増進協定		
⑤都市再生（整備）歩行者経路協定		
⑥低未利用土地利用促進協定		
⑦一体型滞在快適性等向上事業		
⑧公園施設の設置管理許可の特例		
⑨特定路外駐車場の届出制度	✓	令和4年10月（予定）
⑩駐車場出入口の設置制限		
⑪附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限	✓	令和4年10月（予定）
⑫普通財産の活用		
⑬ウォークアブル推進税制		
⑭公募設置管理制度（Park-PP）		
⑮歩行者利便増進道路（ほこみち）		



特定路外駐車場の届出制度を活用した駐車場の出入口設置に関する基準の指導・勧告等による誘導



附置義務駐車場施設の集約化・出入口設置制限を活用したフリンジ駐車場の設置

#### ■ 参考情報

- 熊本県熊本市 都市再生整備計画
- 熊本ランドデザイン2050
- 熊本市総合交通戦略
- 熊本市駐車場適正配置計画
- 熊本市中心市街地地区都市再生整備計画

# 熊本県熊本市 【活用制度：特定路外駐車場の届出制度、附置義務駐車場施設の集約化】

ウォークアブル区域における特定路外駐車場の届出制度活用事業、駐車場整備地区における附置義務駐車場施設の集約化

- 都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の届出制度を活用した条例を策定し、滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）における駐車場の出入口のコントロール等を行うことで、歩行者の安全に配慮した駐車場の整備を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の形成を図る。
- 附置義務駐車場施設の集約化を活用し、中心市街地地区における駐車場のコントロール（総量と配置等を適正化）を行うことで、地域経済の活性化や、交通円滑化、誰もが安心して訪れられる環境形成を図る。

## 活用手法

### 取組の経緯

- 無秩序な駐車場整備に起因する都市のスポンジ化等により地域経済の衰退や歩行環境の悪化が生じている。
- 熊本地震後、被災・老朽建築物の解体により平面駐車場が増加したことを受けて、取組の検討を開始した。

制度活用の流れ	平成28年4月	熊本地震発生
	平成30年1月	中心市街地ランドデザイン2050
	令和30年8月	ランドデザイン今後10年間の取組選定
	令和1年6月～	駐車場適正配置委員会における審議
	令和2年12月	まちなか駐車場適正計画の策定
	令和3年1月～	都市再生整備計画の発表
	令和3年4月～	改正案等の作成
	令和3年12月～	パブリックコメントの実施
令和4年3月	条例の策定（予定）	
令和4年10月	条例の施行（予定）	

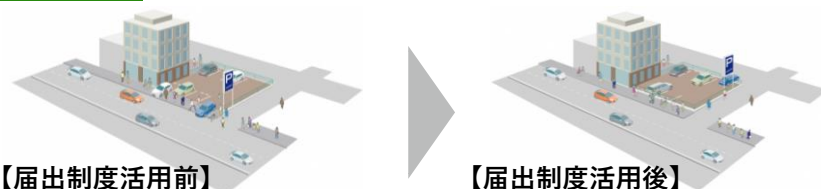
Point①  
県知事、市長、経済同友会代表幹事、商工会議所会頭で構成される都市戦略会議において、当面10年間に取り組むプロジェクトを選定した。

Point②  
委員会は、民間事業者、経済、福祉、交通管理者等様々な分野で構成される。

Point③  
新たに整備する駐車場を条例施行の対象とする。

### 取組内容

- 特定路外駐車場の届出制度**
  - 特定路外駐車場の届出制度に関する条例施行により、民間事業者等が50㎡以上の駐車場を整備する場合は、市が歩行者の安全性を配慮した配置となっているなどの基準との適合を確認し、指導等を実施する。
- 附置義務駐車場施設の集約化**
  - 駐車場附置義務条例は、一定規模以上の建物を新築する際に、駐車場の設置を義務付けている。条例を改正することで、附置義務駐車場施設の集約化や、附置すべき台数の緩和、公共交通利用促進、設置位置の緩和、障がい者等用駐車場や荷さばき施設の確保を行う。



【届出制度活用前】

【届出制度活用後】

### 成果

- 制度活用により土地の有効活用ができ、中心市街地ににぎわいがあると感じる市民の割合の増加や、中心市街地の地価上昇、歩行者交通量の増加を期待している。

### 取組主体・エリア情報

(2022年1月時点)

取組エリア名	滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）
取組エリア規模	163ha
取組主体①	熊本市
取組主体②	熊本市駐車場適正配置委員会

### 取組スキーム

- 主な取組主体は、熊本市と熊本市駐車場適正配置委員会となる。
- 熊本市駐車場適正委員会は、学識経験者、民間団体関係者、関係行政機関等で構成されている。
- 熊本市から民間事業者等に特定路外駐車場の届出を義務付け、必要に応じて指導・勧告を行う。
- 熊本市が集約駐車場を指定し、附置義務駐車場の集約化を図る。

計画・施策について審議



【熊本市駐車場  
適正配置委員会】

計画・施策を提案



【熊本市  
(事務局)】

■届出の義務付け、指導・勧告  
□集約駐車場の指定



【駐車場設置予定  
の民間事業者等】

〈凡例〉

- 特定路外駐車場の届出制度
- 附置義務駐車場施設の集約化

**本事例集に関する問い合わせ先**

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室  
〒100-8918  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
TEL：03-5253-8111（代表）